

2020年度社会福祉法人実地指導の結果

(1) 実地指導の実施状況

今年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりとなります。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施しました。なお、監査の実績はありませんでした。

対象法人数 ※	実施法人数 (①)	文書指摘 法人数 (②)	口頭指摘 法人数	延べ指摘 事項数(③)	文書指摘率 (②/①)	1法人当たり 指摘事項数 (③/①)
43	9	0	9	34	0%	3.8件

※2020年4月1日現在

(2) 主な指摘事項

今年度の実地指導における主な指導項目について、具体的事例を紹介します。2017年に本格施行した改正社会福祉法への対応の不備に関する事項が多くみられました。なお、文書指摘はありませんでした。

口頭指摘の具体的事例	指摘 法人数
<p>○ 招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない。 (法第45条の14、第9項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項準用)、ガイドラインI-6-(1)-1)</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。特に、役員を選任する定時評議員会の直後に開催される理事会では、新たな理事、監事に対する理事会の招集通知の発出が間に合わないことから、招集通知の省略について全員の同意を得ることが必要となるため注意してください。欠席理事・監事からは、同意書の提出を受け、当日の議事録とあわせて保管することが望ましいです。</p>	4

<p>○ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。 (法第 43 条第 3 項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 72 条第 1 項準用)、ガイドライン I-5-(2)-1)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。評議員会の前までに、現任の監事に、新監事の選任議案についての同意を得る必要があります。監事ごと又は監事の連名による同意書を受けるか、監事候補者を選出する理事会で、同意を得てその旨を議事録に明記してください。</p>	3
<p>○ 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っていない。 (ガイドライン III-3-(3)-2)</p>	
<p><改善の際の注意点></p> <p>法人内の資金移動(繰替・繰入)にかかる処理についての指摘がありました。繰替は、資金の一時的な貸借にあたり、年度内に精算する必要があります(介護保険事業の拠点区分間の例外あり)。また、繰入は、事業の分野ごとに繰り入れることができる要件が異なるので、各通知で確認してください。</p>	3

根拠法令等

略称	正式名称
法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
法施行規則	昭和 26 年 6 月 21 日厚生労働省令第 28 号「社会福祉法施行規則」
ガイドライン	平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
審査基準	平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号「社会福祉法人の認可について」別紙 1「社会福祉法人審査基準」
登記令	昭和 39 年政令第 29 号「組合等登記令」
会計基準省令	平成 28 年厚生労働省令第 79 号「会計基準省令」
運用上の取扱い	平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
留意事項	平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」